

NISA口座開設 キャンペーン

取扱期間：令和2年7月1日（水）～令和3年3月31日（水）

期間中にNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）開設をお申込みいただき、口座が開設出来たお客さまへ

1,000円分の
QUOカードをプレゼント

QUOカードは口座開設完了後、担当者よりお渡しします。



- 非課税口座開設には、投資信託の特定口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、全ての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設したことになる場合でも、各年において1つの非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています（つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です）。
- 非課税口座には非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が消費されます。
- 非課税期間満了時の取扱に関して、NISAの場合は当金庫所定の手続のもと翌年の非課税投資枠を利用し継続保有することも可能ですが、つみたてNISAの場合は、非課税期間満了時に新たな非課税投資枠が作成されないため、非課税期間満了時のつみたてNISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等に時価で払い出します（非課税投資枠に移管（ロールオーバー）することはできません）。
- つみたてNISAとNISAはどちらか一方の勘定の選択制であり、同一年に両方の勘定の適用は受けられません。勘定の変更を行う場合は、原則、暦年単位となりますので、ご注意ください。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

商号等：半田信用金庫

登録金融機関：東海財務局長（登金）第62号



地域のくらしの応援団

半田信用金庫

<http://www.hanshin-ca.co.jp>

半田市 本店営業部 (0569)21-2411
乙川支店 (0569)21-4331
成岩支店 (0569)23-4011
住吉町駅西支店 (0569)23-1311
新居支店 (0569)29-1431

東海市 横須賀支店 (0562)32-2151
上野支店 (052)604-1581
名和支店 (052)601-2741
大府市 大府支店 (0562)46-2295
共和支店 (0562)47-8151
知多市 知多支店 (0562)33-1311
巽ヶ丘支店 (0562)34-7711

名古屋市 名古屋南支店 (052)821-9158
武豊町 武豊支店 (0569)72-6633
武豊中央支店 (0569)72-6633
東浦町 東浦支店 (0562)83-6301
阿久比町 阿久比支店 (0569)48-6711
美浜町 美浜支店 (0569)87-3251

店頭にて説明書をご用意しております。詳しくは窓口または担当者におたずねください。